

高森町役場公式 SNS 等運用要領

平成 29 年 6 月 21 日

訓令第 5 号

(目的)

第 1 条 この要領は、高森町に関する旬な情報を町内外へ発信するため、ソーシャル・ネットワーク・サービス（以下「SNS」という。）等に開設する高森町役場の公式ページ（以下「公式ページ」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(SNS の種類、ページ、アカウント)

第 2 条 高森町役場が開設する SNS の種類及びアカウントは、次のとおりとする。

- (1) Facebook に開設する公式ページ
- (2) Twitter に開設する公式アカウント
- (3) Instagram に開設する公式アカウント
- (4) LINE に開設する LINE@

(運営主体)

第 3 条 各 SNS の公式ページの管理及び運営に係る責任者は、政策推進課長（以下「責任者」という。）とする。

2 責任者は、高森町役場職員の中から指名した公式ページ管理者及び情報掲載担当者（以下「担当者」という。）に、情報の管理及び発信を行わせるものとする。

(アカウント)

第 4 条 各 SNS のアカウントは、公式ページ管理者が取得する。

(掲載内容)

第 5 条 各 SNS には、次の情報を掲載するものとする。

- (1) 観光・イベント情報
- (2) 高森町をアピールする情報
- (3) 災害・緊急情報
- (4) その他責任者が適当を認めた情報

(メールアドレス、パスワードの管理)

第 6 条 公式ページ管理者にかかるアカウントのメールアドレス及びパスワードは、当該公式ページ管理者が管理し、他に開示してはならない。

(掲載の手続き)

第 7 条 各 SNS における情報の掲載は、担当者が発信する情報について別記様式により担当者へ協議し、担当者は責任者の了承を得て行うものとする。

(各 SNS の公式ページ、アカウントへのコメント等の禁止)

第 8 条 町以外の各 SNS ページ及びアカウントへのコメントは行わない。また、各 SNS の公式ページ及びアカウントへのコメントについて、返信のコメントは行わないものとする。

(コメントの削除等)

第9条 下記の事項に該当する公式ページに対するコメントについて、責任者は予告なく削除するものとする。

- (1) 法令等に違反する内容、又は違反するおそれがある内容
 - (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
 - (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
 - (4) 著作権、商標権、肖像権など、町又は第三者の知的所有権を侵害するもの
 - (5) 公告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
 - (6) 人種、思想、信条等の差別表現又は差別を助長させるもの
 - (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
 - (8) 虚偽や真実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
 - (9) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
 - (10) わいせつな表現などを含む不適切なもの
 - (11) 責任者の了承を得ずに掲載されたもの
 - (12) その他、政策推進課長が不適切と判断したもの
- (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、各 SNS の運用について必要な事項は、政策推進課長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。